●香川県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年6月6日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(主要地方道)
- 2 路線 名 詫間琴平線 (23号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
	(メートル)	(メートル)	V⊞ ^¬¬
三豊市高瀬町大字上勝間字冷	11.3~13.0	54	平成26年6月13日付け香川県告
瀬井1669番3地先から			示第255号の一部
三豊市高瀬町大字上勝間字冷			
瀬井1654番1地先まで			

4 供用開始の期日 令和7年6月6日